



2019年4月10日

各 位

会 社 名 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高柳 浩二
 (コード:8028 東証・名証第一部)
 問合せ先 経営企画本部 広報部長 渡辺 恭
 (TEL. 03-6436-7638)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年5月28日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2019年9月1日(予定)をもって、当社の100%子会社である株式会社ファミリーマートを吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)し、各事業会社を支配又は管理する持株会社から、自ら事業を行う事業会社へと移行いたします。かかる経営体制の変更に伴い、現行定款第1条(商号)の変更を行うとともに、現行定款第2条(目的)第1項柱書及び第2項の変更を行うものであります。
 なお、上記の現行定款第1条並びに第2条第1項柱書及び第2項に関する定款一部変更の効力は、本吸収合併の効力発生を条件として、本吸収合併の効力発生日(2019年9月1日予定)に生ずることといたします。
- (2) 子会社を含めた今後の事業展開及び事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)第1項について、事業目的の追加・変更等を行うものであります。
- (3) 監査体制の充実を図ることを目的として、現行定款第27条(監査役の員数)について、監査役5名以内から監査役6名以内に変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、 <u>ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社</u> と称し、英文で表示する場合は、 <u>FamilyMart UNY Holdings Co., Ltd.</u> とする。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社ファミリーマート</u> と称し、英文で表示する場合は、 <u>FamilyMart Co., Ltd.</u> とする。
(目 的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。	(目 的) 第2条 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営むこと並びに</u> 次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
1. ~74. (条文省略)	1. ~74. (現行どおり)
75. 電子マネー、電子チケット及び <u>その電子的</u>	75. 電子マネー、電子チケット及び <u>その他の電</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>価値情報の発行、販売及び管理</p> <p>76. 銀行代理業、外国為替取引業及び両替業</p> <p>77. ～80. (条文省略)</p> <p><u>② 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯する事業を営むことができる。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>	<p>子的価値情報の発行、販売及び管理</p> <p>76. 銀行代理業、外国為替取引業及び両替業、<u>資金移動業</u></p> <p>77. ～80. (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>6</u>名以内とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年5月28日(予定)
定款変更の効力発生日	第1条並びに第2条第1項柱書及び第2項 上記以外
	2019年9月1日(予定) 2019年5月28日(予定)

以 上